

白山市議会基本条例

平成 22 年 12 月 27 日

条例第 28 号

改正 平成 24 年 12 月 20 日 条例第 66 号

平成 25 年 6 月 24 日 条例第 37 号

平成 27 年 12 月 18 日 条例第 40 号

平成 28 年 12 月 20 日 条例第 53 号

平成 30 年 12 月 25 日 条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員活動の原則（第 2 条－第 5 条）

第 3 章 市民と議会との関係（第 6 条・第 7 条）

第 4 章 議会と行政との関係（第 8 条－第 12 条）

第 5 章 議会の議決事件（第 13 条）

第 6 章 議員間の自由討議（第 14 条・第 15 条）

第 7 章 委員会の活動（第 16 条）

第 8 章 政務活動費（第 17 条）

第 9 章 議会の災害対応（第 18 条－第 20 条）

第 10 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 21 条－第 27 条）

第 11 章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第 28 条－第 30 条）

第 12 章 最高規範性（第 31 条）

第 13 章 補則（第 32 条）

附則

白山市は、霊峰白山のもと清らかな手取川の恵みと豊かな自然の恩恵を受け、永い歴史に培われた伝統文化や風土を守り継承していく中で、市民の一体感の醸成と自然と共生するふるさとづくりに取り組んでいかなければならない。

白山市議会（以下「議会」という。）は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、選挙によって選ばれた議員で構成する市の

最高の意思決定機関であり、議会及び議員は、市民の負託に応える責務を有している。

このため議会は、不断の改革と研さんに努め市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえつつ、議会の持つ監視及び評価の機能をより充実するとともに、市民の声を聞くため、必要な情報の公開と説明責任を果たしていかなければならない。

また、議会諸活動への市民参加のもと、平等の権利を有する議員相互の自由闊達な議論を展開しながら、市政の論点を明らかにして、政策形成能力の向上を図ることが必要となっている。

ここに、議会は市民主体の開かれた市議会の最高規範として、議会活動のあり方の基本原則を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、議会活動及び議会運営の原則その他議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思の反映及び議会の活性化を図り、市民に分かりやすい開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

第 2 章 議会及び議員活動の原則

(議会活動の原則)

第 2 条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市民にとって、分かりやすい言葉での説明に努めること。
- (4) 市民の議会への関心を高める議会運営を行うこと。
- (5) 議会内での申し合わせ事項は、必要に応じて見直しを行うこと。

(議員活動の原則)

第 3 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表として活動すること。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(通年議会)

第4条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し活動する。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者による会議を開催することができる。

第3章 市民と議会との関係

(市民と議会との関係)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。

3 議会は、本会議のほか、会議の公開を原則とする。

(議会報告会及び意見交換会)

第7条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果を報告する場として、議会報告会を開催することができる。

2 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民及び各種団体と自由に情報及び意見を交換する意見交換会を開催することができる。

3 議会報告会及び意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と行政との関係

(議員と市長等との関係)

第8条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及び補助職員(以下「市長等」という。)との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするとともに、市民に分かりやすい、一問一答の方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して趣旨確認をすることができる。

(議会審議における論点整理)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策の提案根拠

(2) 提案に至るまでの審議の経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 財源措置

(7) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

(監視及び評価)

第11条 議会は、市長等の事務事業の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務事業の執行についての評価を明らかにする。

(政策立案及び政策提言)

第12条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて政策立案及び政策提言を行うものとする。

第5章 議会の議決事件

(議決事件の拡大等)

第 13 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の基本構想の策定、変更又は廃止
- (2) 市民憲章の制定、変更又は廃止
- (3) 都市宣言の制定、変更又は廃止
- (4) 姉妹都市、友好都市等の提携又は解消

第 6 章 議員間の自由討議

（議員間の自由討議）

第 14 条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を基本に運営しなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互間で議論を尽くすものとする。

（議員討論会）

第 15 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意を得るため、議員討論会を開催する。

2 議員討論会に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 委員会の活動

（委員会の活動）

第 16 条 委員会審査に当たっては、市長等に対し資料等を積極的に開示するよう求め、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告を作成するとともに、質疑に対する答弁は責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、市民の要請に対し必要に応じて、審査の経過等の説明を行うよう努めるものとする。

第 8 章 政務活動費

（政務活動費の執行及び公開）

第 17 条 議員は、政策立案及び提言を行うため、並びに調査研究その他の活動のために交付される政務活動費の執行に当たっては、白山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 17 年白山市条例第 232 号）を遵守するとともに

に、適正な執行に努めなければならない。

- 2 議会は、政務活動費の収支報告書及び当該支出に係る領収書等の証拠書類を公開するものとする。

第 9 章 議会の災害対応

(災害時の体制の整備)

- 第 18 条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。

(災害時の議会の役割)

- 第 19 条 議長は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための会議を開催するものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて、市長等に対し、提言、提案、要望等を行うものとする。

(災害時の議員の役割)

- 第 20 条 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、議長に自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

- 2 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導又は避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

- 3 議員は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、地域における被災状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じて、議長に報告するものとする。

第 10 章 議会及び議会事務局の体制整備

(予算の確保)

- 第 21 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(附属機関の設置)

第 22 条 議会は、議会活動に関する審査又は調査のため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(調査機関の設置)

第 23 条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。

(議員研修の充実強化)

第 24 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等からの意見を求める議員研修会を開催するものとする。

(議会事務局の充実強化)

第 25 条 議長は、議員の政策立案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室の利用)

第 26 条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報)

第 27 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第 11 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第 28 条 議員は、白山市議会議員政治倫理条例(平成 17 年白山市条例第 231 号)を遵守し、市民の代表として責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

(議員定数)

第 29 条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状と課題、人口、面積及び市の将来計画等を十分に考慮するものとする。

2 議員定数にかかる条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が

提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員報酬)

第 30 条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の意見を参考にするものとする。

2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

第 12 章 最高規範性

(最高規範性)

第 31 条 この条例は、議会における最高規範である。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

第 13 章 補則

(見直し手続)

第 32 条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 20 日条例第 66 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 24 日条例第 37 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(白山市議会定例会条例の廃止)

2 白山市議会定例会条例(平成 17 年白山市条例第 7 号)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 12 月 18 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 12 月 20 日条例第 53 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 17 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に提出される収支報告書等について適用し、同日前に提出された収支報告書等については、なお従前の例による。